

平成27年度のプロポーザル方式 及び総合評価落札方式について

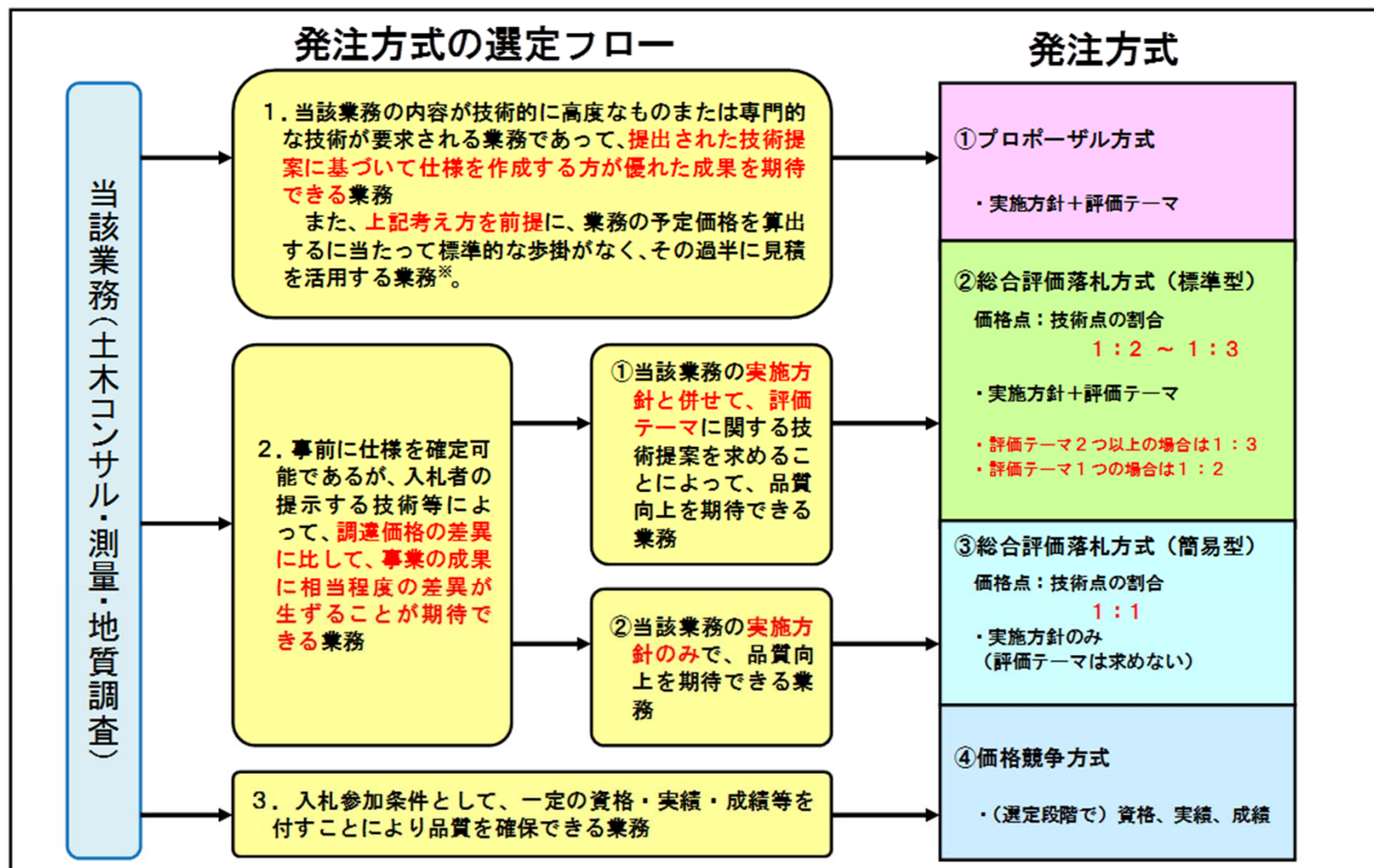
平成27年5月12日
企画部 技術管理課



四国地方整備局

◆業務内容に応じた発注方式の選定

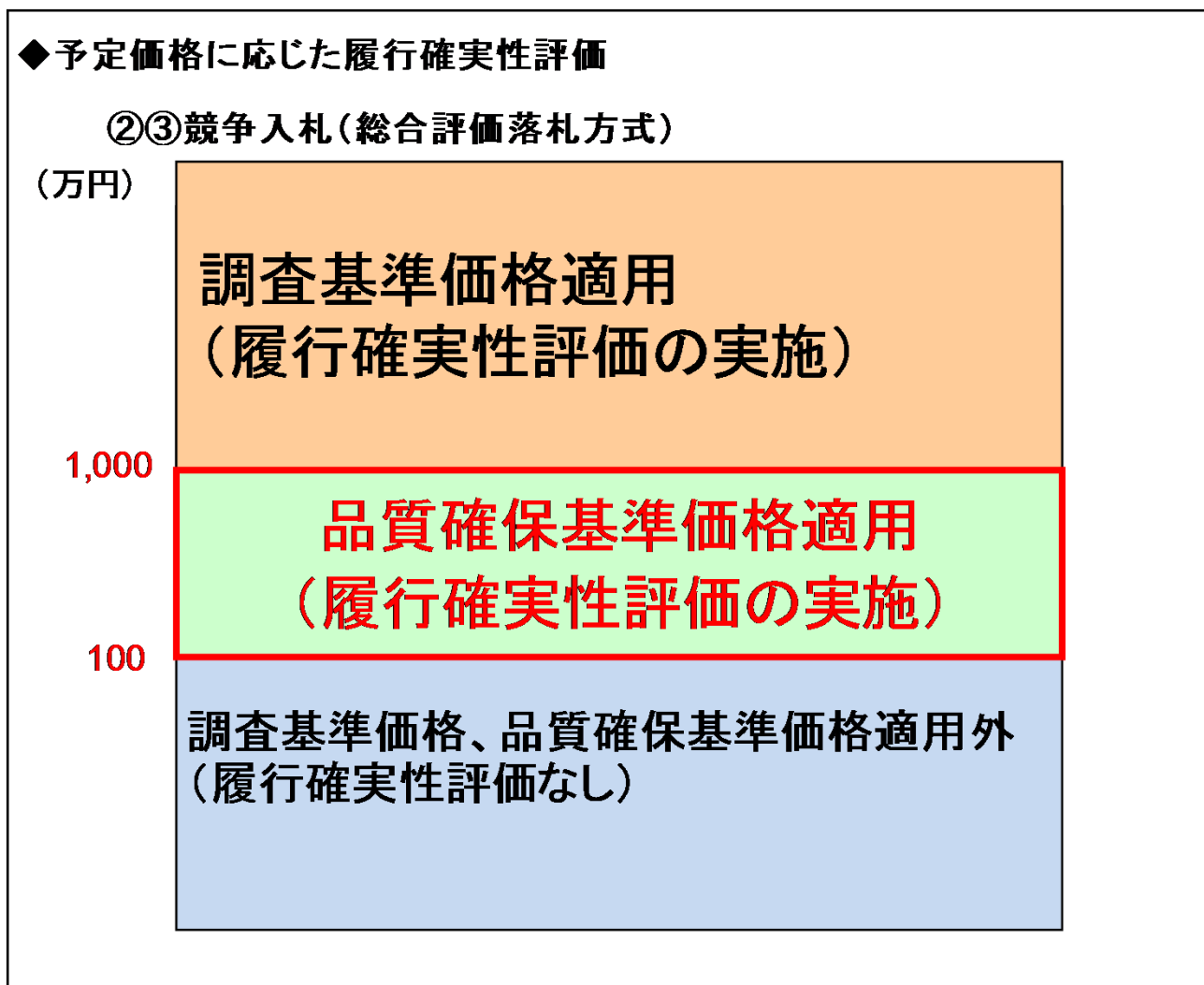
以下の調達方式の選定フローを参考に調達方式を選定する。



※1 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる。

※2 調達方式については、「標準的な業務内容に応じた発注方式の適用」を基本とする。

- 履行確実性評価を1,000万円以下の総合評価落札方式にも適用。
調査基準価格に相当する品質確保基準価格を1,000万円以下の総合評価方式に設定する。



※ 品質確保基準価格の算出方法は、調査基準価格の算出方法による。

ガイドライン適用に伴う業務内容及び予定価格を考慮した発注方式一覧
以下のとおり平成27年度の運用ガイドライン適用に伴う発注方式を設定する。

●プロポーザル

①. プロポーザル方式

公募型プロポーザル

簡易公募型プロポーザル

標準プロポーザル ※原則適用しない

●競争入札

②. 総合評価落札方式(標準型)

公募型総合評価(1:2~1:3)

簡易公募型総合評価(1:2~1:3)

③. 総合評価落札方式(簡易型)

簡易公募型総合評価(1:1)

④. 価格競争方式

公募型競争

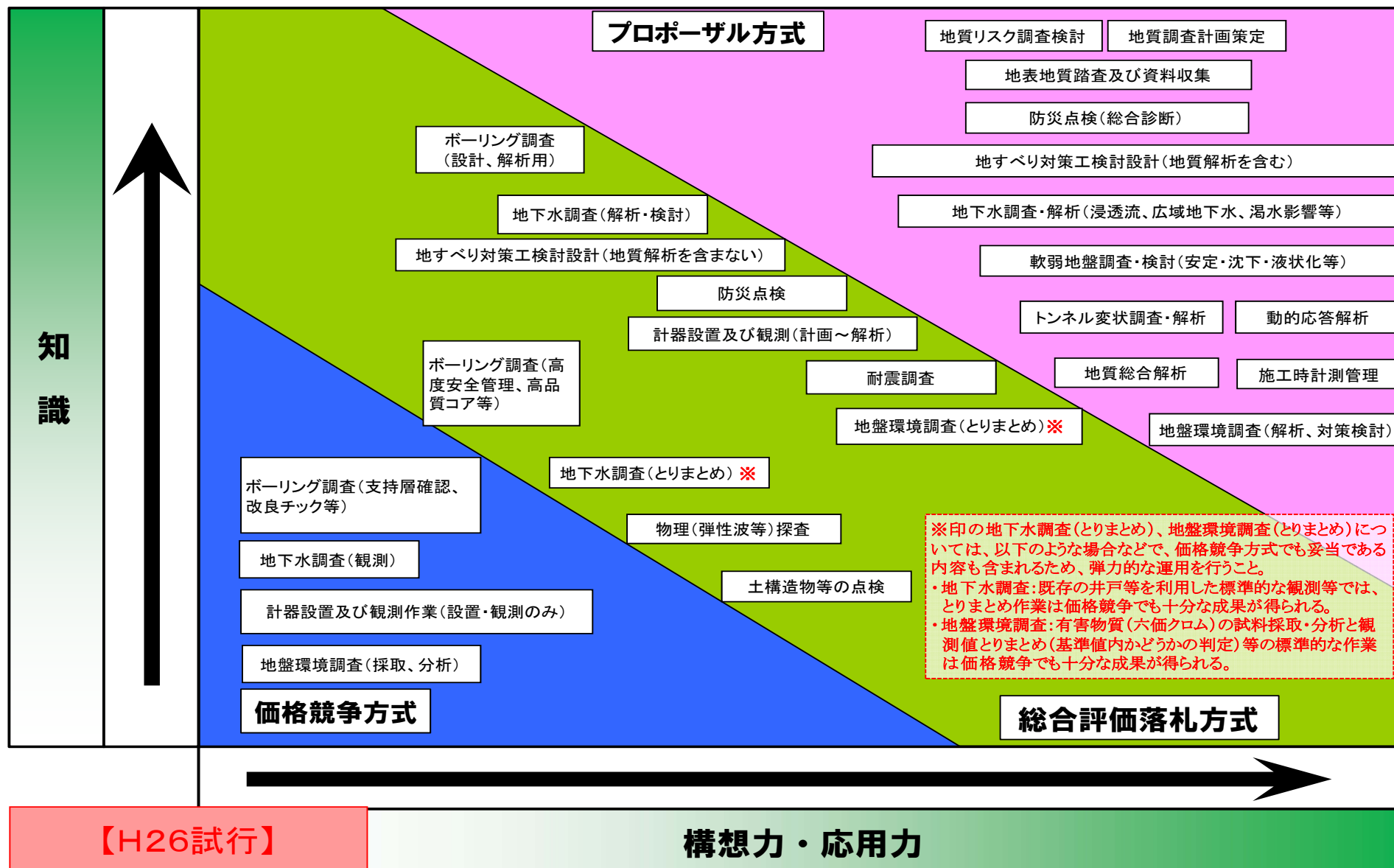
簡易公募型競争

通常指名型競争

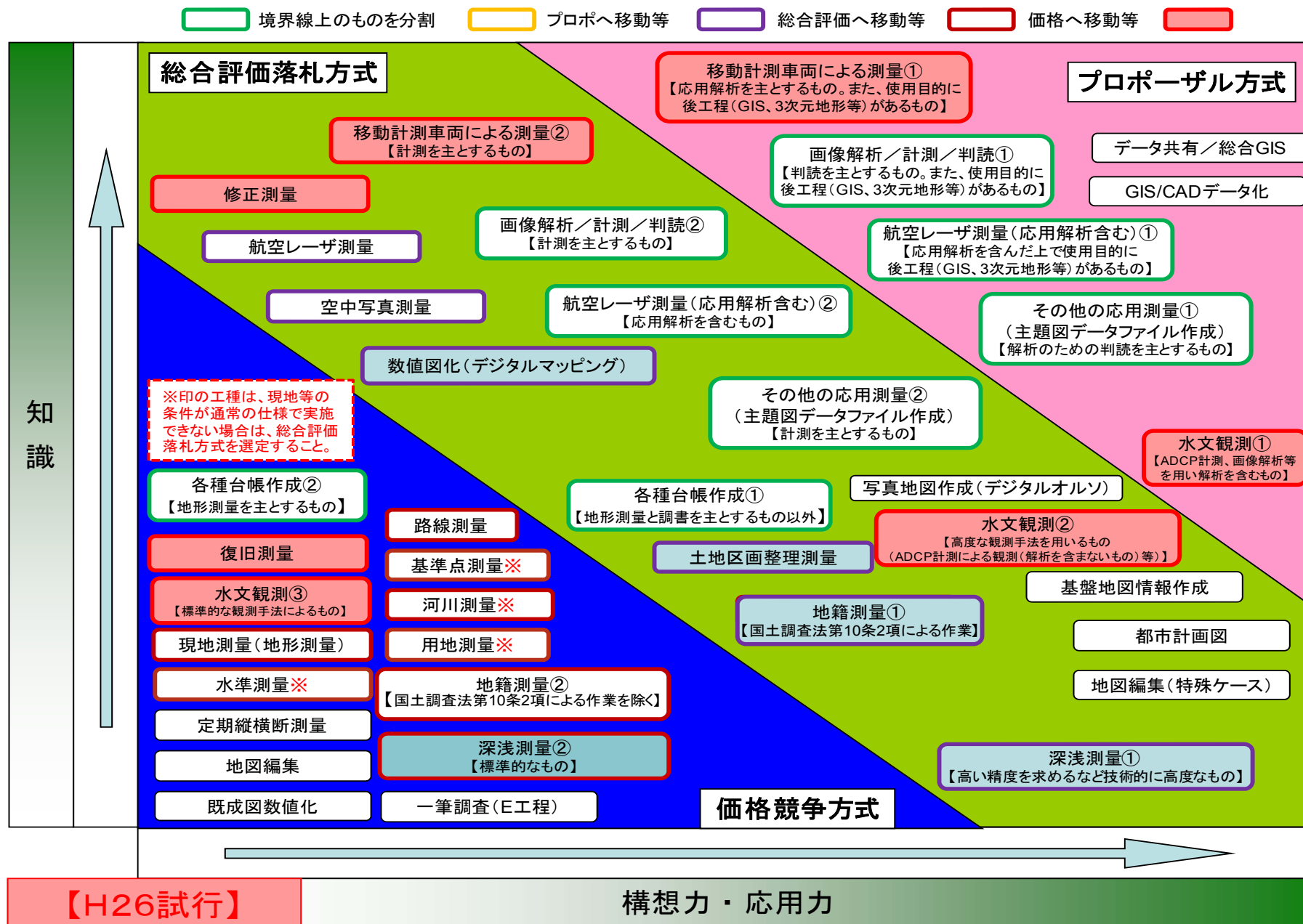
標準的な発注方式の適用を以下のとおり設定する。

測量・地質・河川・道路については、平成26年5月9日付け(国官技第11号)の「【H26試行】発注方式選定表」による

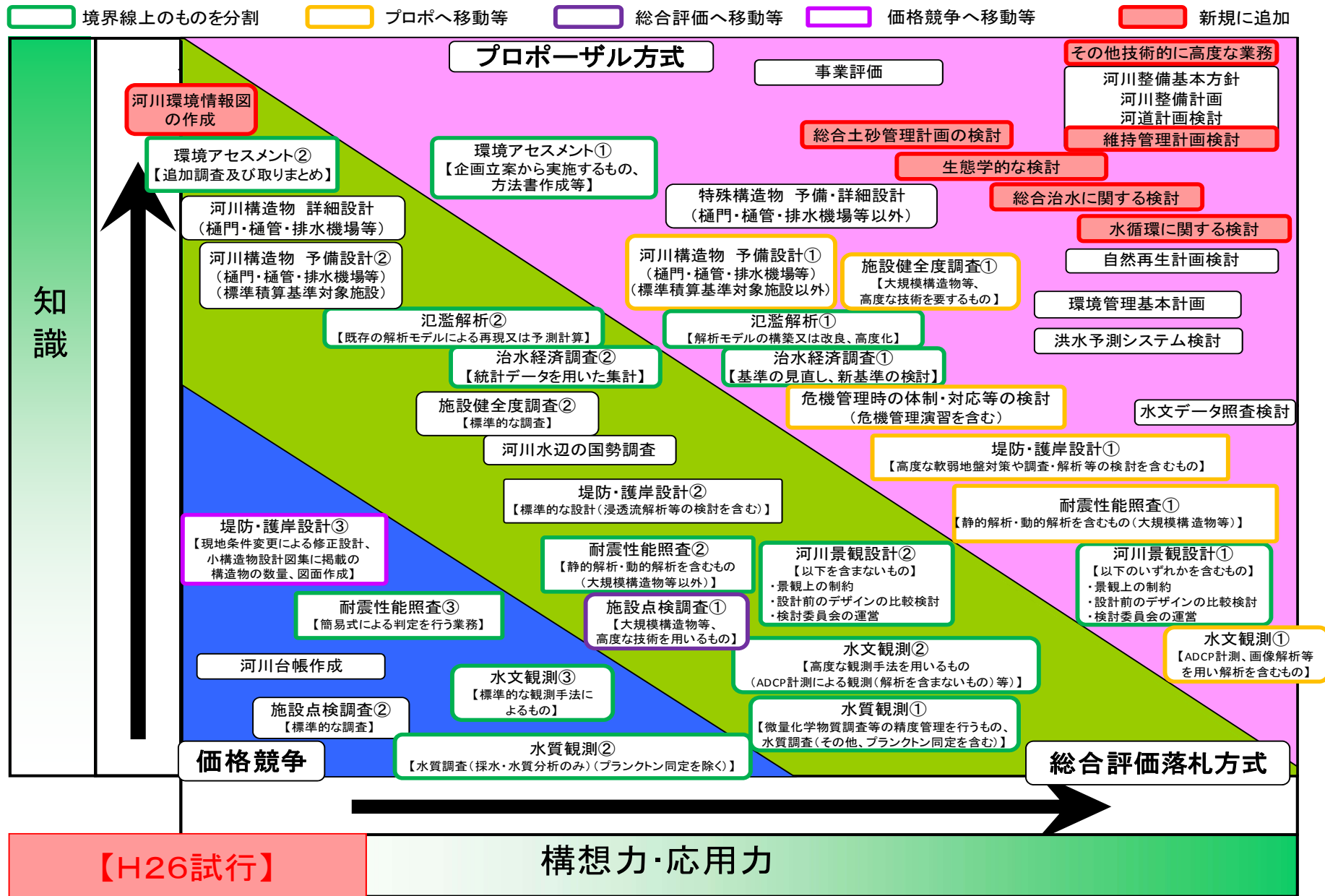
【地質における標準的な業務内容の適用】



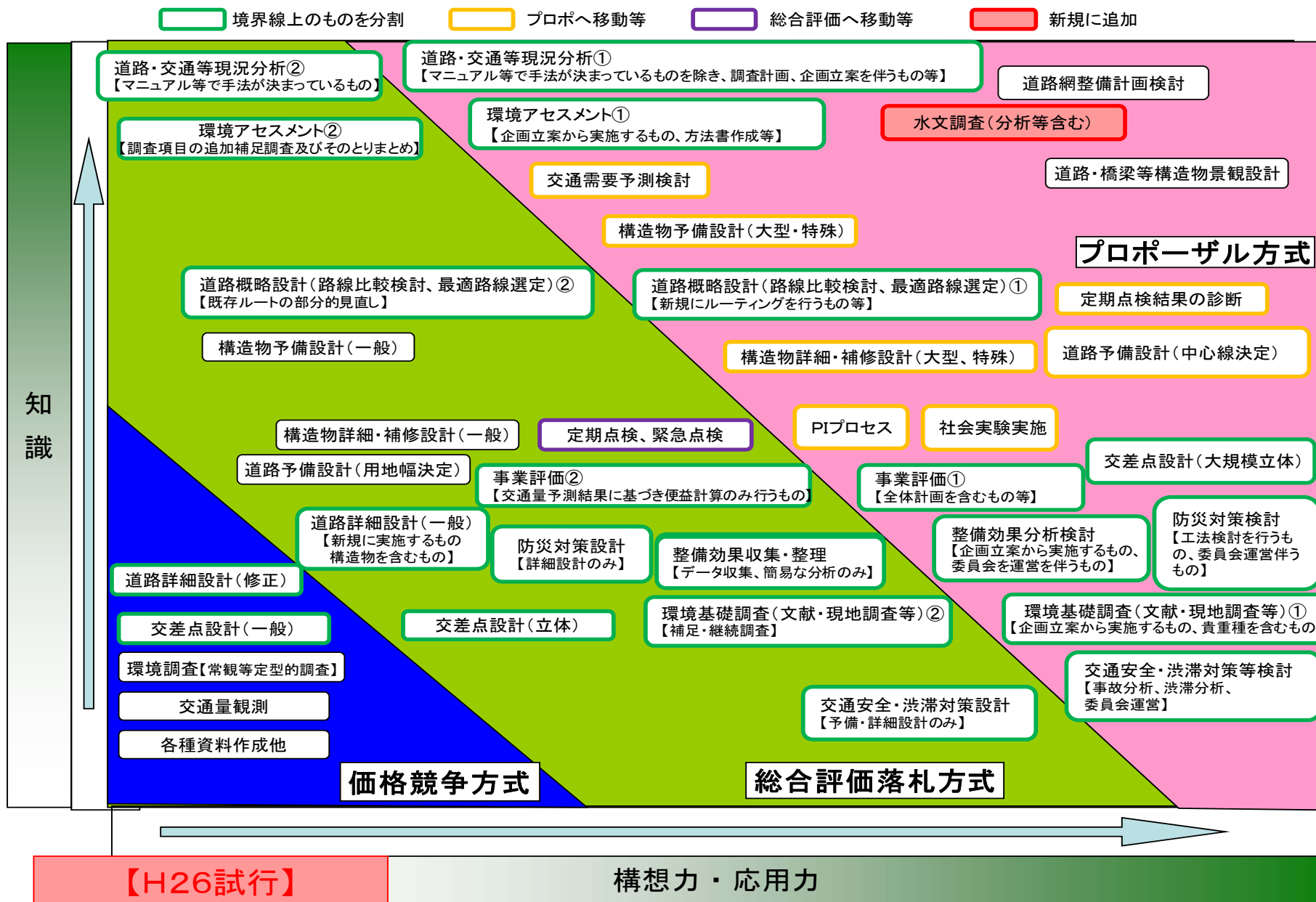
【測量における標準的な業務内容の適用】



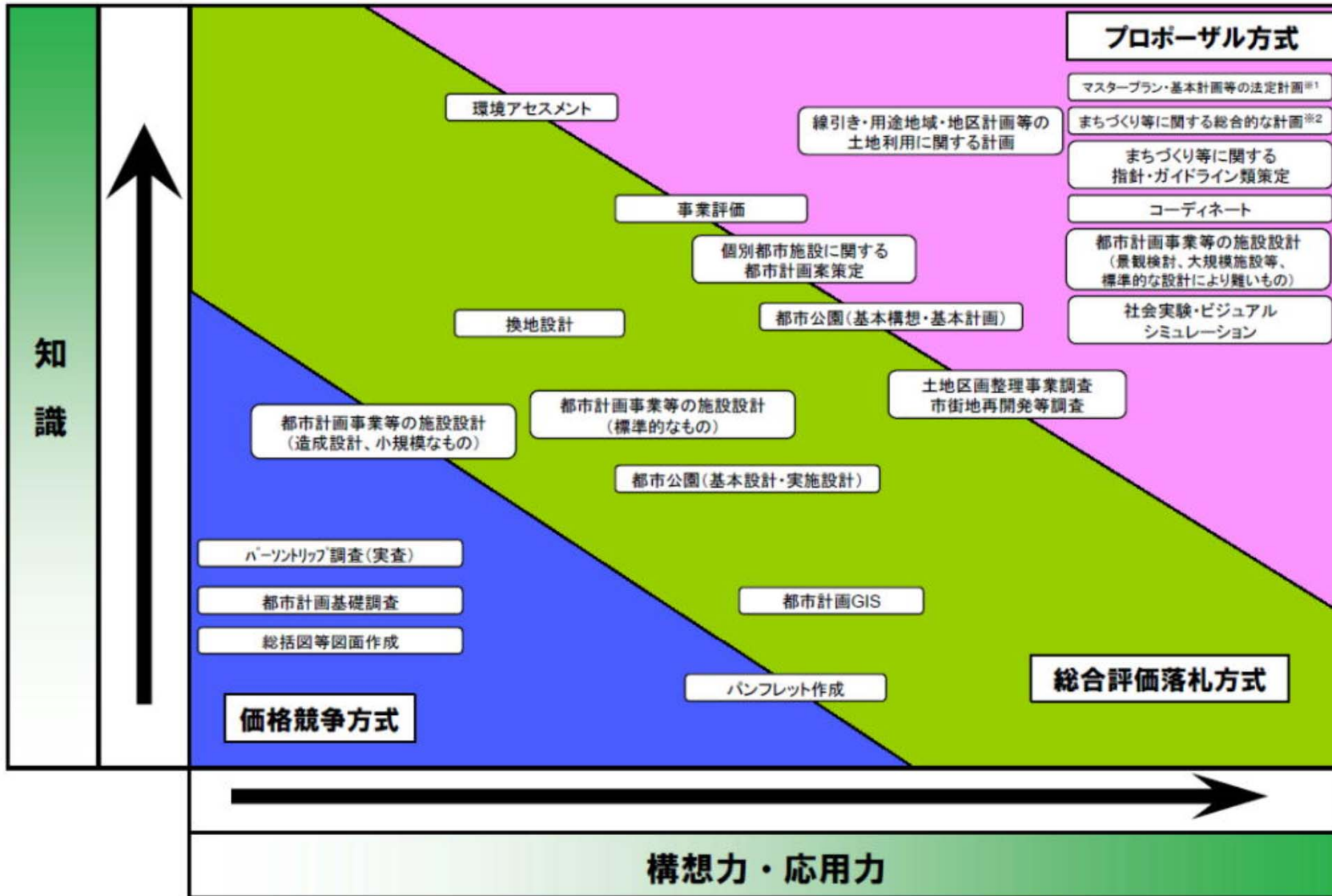
【河川における標準的な業務内容の適用】



【道路における標準的な業務内容の適用】

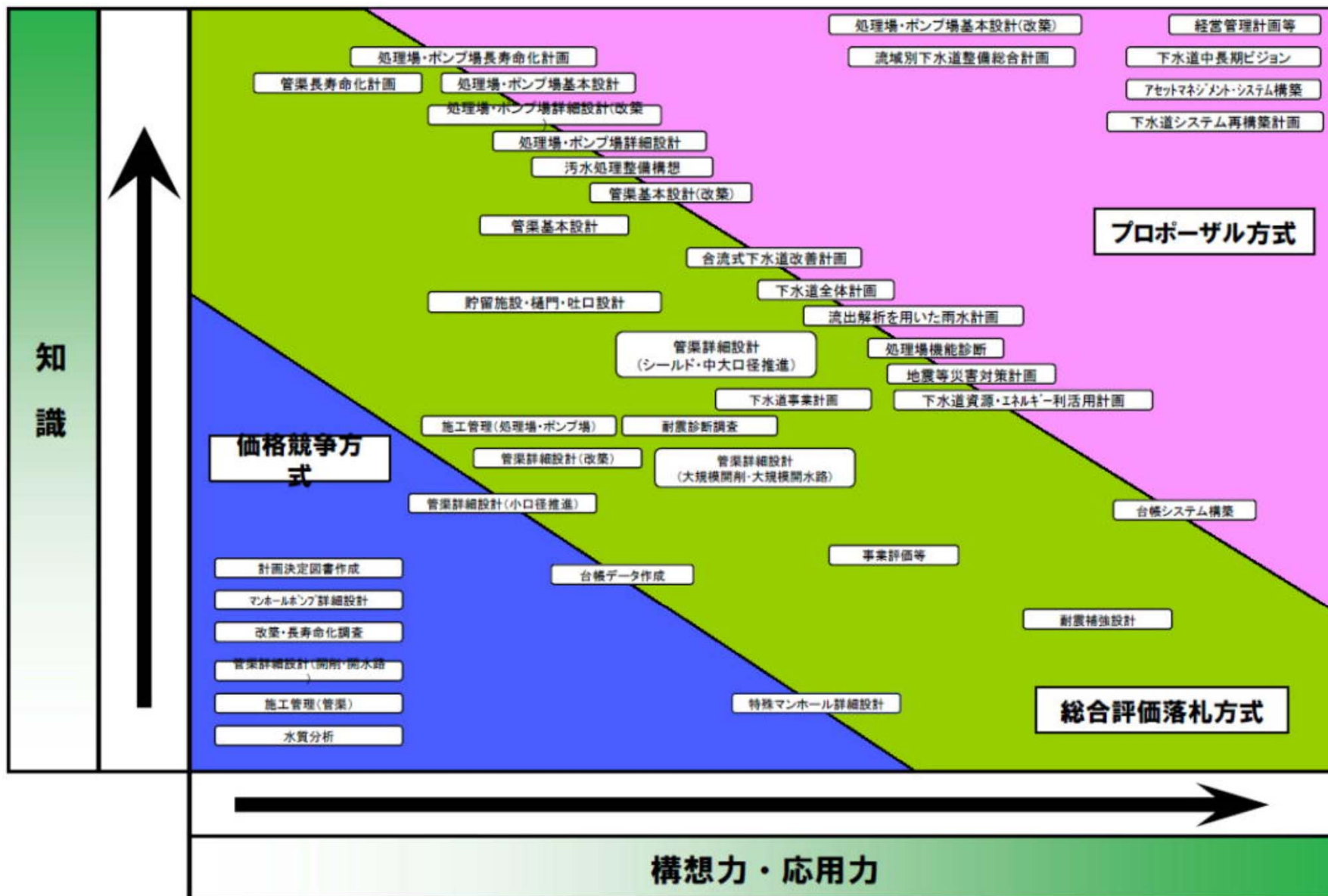


【都市における標準的な業務内容の適用】



※1 都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン、都市再開発方針、緑の基本計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画 等
 ※2 都市交通に関するマスタープラン・戦略、市街地整備に関する戦略(大街区化等)、都市の観光・環境(低炭素都市づくり等)・防災等に関する基本的な計画 等

【下水における標準的な業務内容の適用】



1) 選定・指名段階

評価項目	評価内容	評価の着目点	設定	発注方式					評価項目毎の評価基準				
				プロポ (総合 評価型)	プロポ (標準)	総合 評価 (標準型)	総合 評価 (簡易型)	競争 (簡易公募 以上)	A評価 (100%)	B評価 (50%)	C評価(0%)		
											加点しない	選定しない	
企業	企業	資格・実績	技術部門登録	◎	5	設定 無	5	5	5	5	3	0	—
			同種又は類似業務等の実績 (過去10年度間+α)	◎	10		10(5)	10(5)	10(5)	10(5)	5(3)	—	実績無
			迅速性(営業拠点)	—	設定しない		確認のみ	確認のみ	確認のみ	—	—	—	—
			当該事務所、周辺での受注 実績(過去10年度間+α)	○	設定しない		(5)	(5)	(5)	(5)	(3)	(0)	—
			計		15(15%)		15(15%)	15(15%)	15(15%)	—	—	—	—
		成績・表彰	業務の成績 (過去2年度間+α)	◎	30		30	30	30	30<100%>	23<75%> 15<50%> 11<35%> 7<25%> 3<10%>	0	—
			業務表彰の有無 (過去2年度間+α)	◎	5		5	5	5	5	B:3 B:2	0	—
			計		35(35%)		35(35%)	35(35%)	35(35%)	—	—	—	—
			集計		50(50%)		50(50%)	50(50%)	50(50%)	—	—	—	—
			業務実施体制の妥当性	—	—		—	—	—	—	—	—	—
合計		100(100%)	100(100%)	100(100%)	100(100%)	—	—	—	—				
予定 技術者	管理 技術者	資格・実績	技術者資格等	◎	10(5)	設定 無	10(5)(-)	10(5)(-)	10(5)(-)	10(5)	5(3)	0	—
			同種又は類似業務等の実績 (過去10年度間+α)	◎	5		5	5	5	5	3	—	実績無
			手持ち業務金額及び件数	—	確認のみ		確認のみ	確認のみ	確認のみ	—	—	—	業務量超過
			当該業務従事期間	○	(5)		(5)	(5)	(5)	(3)	(0)	—	
			当該事務所、周辺での受注 実績(過去10年度間+α)	○	原則設定し ない		(5)	(5)	(5)	(5)	(3)	(0)	—
		成績・表彰	業務の成績 (過去4年度間+α)	◎	30		30	30	30	30<100%>	23<75%> 15<50%> 11<35%> 7<25%> 3<10%>	0	—
			業務表彰の有無 (過去4年度間+α)	◎	5		5	5	5	5	B:3 B:2	0	—
			計		35(35%)		35(35%)	35(35%)	35(35%)	—	—	—	—
			集計		50(50%)		50(50%)	50(50%)	50(50%)	—	—	—	—
			業務実施体制の妥当性	—	—		—	—	—	—	—	—	—
合計		100(100%)	100(100%)	100(100%)	100(100%)	—	—	—	—				

※αは、公示日までの期間

H26年から変更なし 企業:50点、予定技術者:50点

※橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)、トンネルの点検、診断業務以外に適用

2-① 特定・入札段階(予定技術者)

「技術者資格登録簿」の区分に該当する資格の記載がない場合。

又は、「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者に係る資格のみ記載がある場合

評価項目	評価内容	評価の着目点	設定	発注方式					評価項目毎の評価基準				
				プロポ (総合評価型)	プロポ (標準)	総合評価 (標準型) (1:3)	総合評価 (標準型) (1:2)	総合評価 (簡易型) (1:1)	A評価 (100%)	B評価 (50%)	C評価(0%)		
											加点しない	選定しない	
予定技術者	管理技術者	資格・実績	技術者資格等	◎	10(5)	10(5)	10(5)	10(5)	10(5)	10(5)	5(3)	0(0)	—
			同種又は類似業務等の実績	◎	5	5	5	5	5	5	3	—	実績無
			当該業務従事期間	○	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(3)	(0)	—
			CPDの取得状況	◎	2	2	2	2	2	2	1	0	—
			当該事務所、周辺での受注実績	○	原則設定しない	設定しない	(5)	(5)	(5)	(5)	(3)	(0)	—
			計(%)		17(8.5%)	17(8.5%)	17(8.5%)	17(11.3%)	17(17%)	—	—	—	—
	管理技術者	成績・表彰	業務の成績 (過去4年度間+α)	◎	28	28	28	28	28	28<100%>	21<75%> 14<50%> 10<35%> 7<25%> 3<10%>	0	—
			業務表彰の有無 (過去4年度間+α)	◎	5	5	5	5	5	5	B:3 B:2	0	—
			手持ち業務件数、金額	—	確認のみ	確認のみ	確認のみ	確認のみ	確認のみ	—	—	—	業務量超過
			計(%)		33(16.5%)	33(16.5%)	33(16.5%)	33(22%)	33(33%)	—	—	—	—
	担当技術者	上記管理技術者の項目を準用	○	・必要に応じ追加評価項目とし、管理技術者の割合に包含する					—	—	—	—	
	照査技術者	上記管理技術者の項目を準用	○	・評点ウェイトについては、管理技術者2:1担当技術者とする					—	—	—	—	
	集計	○	50(25%)	50(25%)	50(25%)	50(33%)	50(50%)	—	—	—	—		

H26年から変更あり
 予定技術者の評価にCPDが追加(2点)
 業務の成績が30点から28点に変更

選定・指名段階の予定技術者評価と配点に変更

※橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)、トンネルの点検、診断業務以外に適用

2-①) 特定・入札段階(実施方針・評価テーマ)

「技術者資格登録簿」の区分に該当する資格の記載がない場合。

又は、「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者に係る資格のみ記載がある場合

評価項目	評価内容	評価の着目点	設定	発注方式					評価項目毎の評価基準					
				プロポ (総合評価型)	プロポ (標準)	総合評価 (標準型) (1:3)	総合評価 (標準型) (1:2)	総合評価 (簡易型) (1:1)	A評価 (100%)	B評価 (50%)	C評価(0%) 加点しない	選定しない		
実施方針等	業務理解度	目的・条件・内容の理解	◎	10	10	10	10	20	100%	50%	0%	記載内容判断不可等		
	実施手順	実施手順の妥当性	◎	10	10	10	10	10	100%	50%	0%	記載内容判断不可等		
		業務量把握の妥当性	◎	5	5	5	5	10	100%	50%	0%	記載内容判断不可等		
	その他	重要事項の指摘	◎	5	5	5	5	10	100%	50%	0%	—		
		円滑な実施に関する提案	○	設定時は上記に含む	設定時は上記に含む	設定時は上記に含む	設定時は上記に含む	設定時は上記に含む	—	—	—	—		
		計(%)		30(15%)	30(15%)	30(15%)	30(20%)	50(50%)	—	—	—	—		
特定(評価)テーマに対する技術提案	全体	整合性	特定(評価)テーマ間の整合性	○	[20]	[20]	[20](-)	—	設定無	100%	50%	0%	記載内容判断不可等	
		特定(評価)テーマ1	的確性	与条件との整合	◎	30(20)[15]	30(20)[15]	15[15](10)		20(15)[15]	100%	50%	0%	記載内容判断不可等
			論理的な整理	◎	30(20)[15]	30(20)[15]	15[15](10)	20(15)[15]		100%	50%	0%	記載内容判断不可等	
			事業重要度の考慮	○	(10)	(10)	(5)	(10)[5]		100%	50%	0%	記載内容判断不可等	
			事業難易度の考慮	○	(10)	(10)	(5)	(10)[5]		100%	50%	0%	記載内容判断不可等	
	実現性	説得力	◎	30(20)[10]	30(20)[10]	15[10](5)	15(10)[10]	100%		50%	0%	記載内容判断不可等		
		提案内容の裏付け	◎	30(20)[10]	30(20)[10]	15[10](5)	15(10)[10]	100%		50%	0%	記載内容判断不可等		
		利用予定資料の適切性	○	(10)	(10)	(5)	(10)[5]	100%		50%	0%	記載内容判断不可等		
		想定事業費の適切性	○	(10)	(10)	(5)	(10)[5]	100%		50%	0%	記載内容判断不可等		
	独創性	高度の検討・解析手法	○	(10)	(10)	設定無	設定無	100%		50%	0%	記載内容判断不可等		
		既存分野の統合化提案	○	(10)	(10)	設定無	設定無	100%		50%	0%	記載内容判断不可等		
特定(評価)テーマ2	実的確性・実用性(独創性)について上記を準用	○	[50]	[50]	60[50](60)	—	100%	50%	0%	記載内容判断不可等				
		計(%)		120(60%)	120(60%)	120(60%)	70(46.7%)	—	—	—	—			
参考見積	業務コストの妥当性	—	業務規模と大きく乖離がある場合非特定	設定無	設定無	設定無	設定無	—	—	—	—			
技術評価の配点割合				200(100%)	200(100%)	200(100%)	150(100%)	100(100%)	—	—	—	—		

※αは、公示日までの期間

H26年から変更なし

※橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)、トンネルの点検、診断業務に適用

2-②) 特定・入札段階(予定技術者)

「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、担当技術者に係る資格のみ記載がある場合。

又は、「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載がある場合

評価項目	評価内容	評価の着目点	設定	発注方式					評価項目毎の評価基準				
				プロポ (総合評価型)	プロポ (標準)	総合評価 (標準型) (1:3)	総合評価 (標準型) (1:2)	総合評価 (簡易型) (1:1)	A評価 (100%)	B評価 (50%)	C評価(0%)		
											加点しない	選定しない	
予定技術者	管理技術者	資格・実績	技術者資格等	◎	10(5)	10(5)	10(5)	10(5)	10(5)	10(5)	5(3)	0(0)	—
			同種又は類似業務等の実績	◎	5	5	5	5	5	5	3	—	実績無
			当該業務従事期間	○	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(3)	(0)	—
			CPDの取得状況	◎	2	2	2	2	2	2	1	0	—
			当該事務所、周辺での受注実績	○	原則設定しない	設定しない	(5)	(5)	(5)	(5)	(3)	(0)	—
			計(%)		17(8.5%)	17(8.5%)	17(8.5%)	17(11.3%)	17(17%)	—	—	—	—
	管理技術者	成績・表彰	業務の成績 (過去4年度間+α)	◎	25	25	25	25	25	25<100%>	19<75%> 13<50%> 9<35%> 6<25%> 3<10%>	0	—
			業務表彰の有無 (過去4年度間+α)	◎	5	5	5	5	5	5	B:3 B:2	0	—
			手持ち業務件数、金額	—	確認のみ	確認のみ	確認のみ	確認のみ	確認のみ	—	—	—	業務量超過
			計(%)		30(15%)	30(15%)	30(15%)	33(20%)	30(30%)	—	—	—	—
	担当技術者	技術者資格等	◎	3	3	3	3	3	3	2	0	—	
	照査技術者	上記管理技術者の項目を準用	○	・評価ウェイトについては、管理技術者2:1担当技術者とする					—	—	—	—	
		集計	○	50(25%)	50(25%)	50(25%)	50(33%)	50(50%)	—	—	—	—	

H26年から変更あり
 予定技術者の評価にCPDが追加(2点)
 業務の成績が30点から25点に変更
 担当技術者の評価が追加(3点)

選定・指名段階の予定技術者評価と配点に変更

※橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)、トンネルの点検、診断業務に適用

2-②) 特定・入札段階 ※橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)、トンネルの点検、診断業務に適用

「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、担当技術者に係る資格のみ記載がある場合。

又は、「技術者資格登録簿」の区分に該当があり、管理技術者及び担当技術者に係る資格の記載がある場合

評価項目	評価内容	評価の着目点	設定	発注方式					評価項目毎の評価基準				
				プロポ (総合評価 型)	プロポ (標準)	総合評価 (標準型) (1:3)	総合評価 (標準型) (1:2)	総合評価 (簡易型) (1:1)	A評価 (100%)	B評価 (50%)	C評価(0%) 加点しない	選定しない	
実施方針等	業務理解度	目的・条件・内容の理解	◎	10	10	10	10	20	100%	50%	0%	記載内容判断不可等	
	実施手順	実施手順の妥当性	◎	10	10	10	10	10	100%	50%	0%	記載内容判断不可等	
		業務量把握の妥当性	◎	5	5	5	5	10	100%	50%	0%	記載内容判断不可等	
	その他	重要事項の指摘	◎	5	5	5	5	10	100%	50%	0%	—	
		円滑な実施に関する提案	○	設定時は上記に含む	設定時は上記に含む	設定時は上記に含む	設定時は上記に含む	設定時は上記に含む	—	—	—	—	
	計(%)				30(15%)	30(15%)	30(15%)	30(20%)	50(50%)	—	—	—	—
特定(評価)テーマに対する技術提案	全体	整合性	特定(評価)テーマ間の整合性	○	[20]	[20]	[20](-)	—	設定無	100%	50%	0%	記載内容判断不可等
	特定(評価)テーマ1	的確性	与条件との整合	◎	30(20)[15]	30(20)[15]	15[15](10)	20(15)[15]		100%	50%	0%	記載内容判断不可等
			論理的な整理	◎	30(20)[15]	30(20)[15]	15[15](10)	20(15)[15]		100%	50%	0%	記載内容判断不可等
			事業重要度の考慮	○	(10)	(10)	(5)	(10)[5]		100%	50%	0%	記載内容判断不可等
			事業難易度の考慮	○	(10)	(10)	(5)	(10)[5]		100%	50%	0%	記載内容判断不可等
	実現性	説得力	◎	30(20)[10]	30(20)[10]	15[10](5)	15(10)[10]	100%		50%	0%	記載内容判断不可等	
		提案内容の裏付け	◎	30(20)[10]	30(20)[10]	15[10](5)	15(10)[10]	100%		50%	0%	記載内容判断不可等	
		利用予定資料の適切性	○	(10)	(10)	(5)	(10)[5]	100%		50%	0%	記載内容判断不可等	
		想定事業費の適切性	○	(10)	(10)	(5)	(10)[5]	100%		50%	0%	記載内容判断不可等	
	独創性	高度の検討・解析手法	○	(10)	(10)	設定無	設定無	100%		50%	0%	記載内容判断不可等	
		既存分野の統合化提案	○	(10)	(10)	設定無	設定無	100%		50%	0%	記載内容判断不可等	
特定(評価)テーマ2	実的確性・実用性(独創性)について上記を準用	○	[50]	[50]	60[50](60)	設定無	100%	50%	0%	記載内容判断不可等			
計(%)				120(60%)	120(60%)	120(60%)	70(46.7%)	—	—	—	—		
参考見積	業務コストの妥当性		—	業務規模と大きく乖離がある場合非特定		設定無		—	—	—	—		
技術評価の配点割合				200(100%)	200(100%)	200(100%)	150(100%)	100(100%)	—	—	—	—	

※αは、公示日までの期間

H26年から変更なし

調査・設計等業務における CPD(継続教育)の活用について



○入札説明書の記載例

【土木関係コンサルタント・地質調査業務】

- ・建設系CPD協議会の各構成団体※が発行するCPDの取得実績を記載する。
- ・取得単位の証明として、建設系CPD協議会の各構成団体が発行するCPDの登録証明書等の写しを添付すること。なお、単位取得の証明期間は、1年とする。
- ・証明書は1件とし、当該業務の公示日から過去1年以内又は公示日以降に発行されたものであること。また、公示日から過去1年以内に取得単位の証明期間の一部が含まれていること。
- ・記載様式は様式—2とする

【測量業務】

- ・測量系CPD協議会が発行するCPDの取得実績を記載する。
- ・取得単位の証明として、測量系CPD協議会が発行するCPDの登録証明書等の写しを添付すること。なお、単位取得の証明期間は、1年とする。
- ・証明書は1件とし、当該業務の公示日から過去1年以内又は公示日以降に発行されたものであること。また、公示日から過去1年以内に取得単位の証明期間の一部が含まれていること。
- ・記載様式は様式—2とする

○参加証明書の様式

様式—2(配置予定○○技術者の経歴等)に追加

①CPD取得状況 継続教育(CPD)の登録証明書等を添付すること (1件)			
団体名	証明期間 (1年)	証明書発行年月日	取得単位
	平成 年 月 日～ 年 月 日	平成 年 月 日	

注)CPDの登録証明書等の添付が無いもの及び、複数件の証明書を添付したものは、加点しない。

○評価期間の考え方

	過去1年間 ← 公示日 ◎ →	評価単位	評価
ケース1	証明期間:1年間 ← 証明書発行日 ○ → 登録単位:55単位	55単位/年	評価する
ケース2	証明期間:1年間 ← 証明書発行日 ○ → 登録単位:50単位	50単位/年	評価する
ケース3	証明期間:6ヶ月 ← 証明書発行日 ○ → 登録単位:30単位	30単位/年	評価する
ケース4	証明期間:1年間 ← 証明書発行日 ○ → 登録単位:40単位	40単位/年	評価する
ケース5	証明期間:1年間 ← 証明書発行日 ○ → 登録単位:100単位	0単位/年	評価しない
ケース6	証明期間:2年間 ← 証明書発行日 ○ → 登録単位:130単位	0単位/年	評価しない
ケース7	証明期間:1年間 ← 証明書発行日 ○ → 登録単位:70単位	0単位/年	評価しない

※建設系CPD協議会の加盟団体(平成26年12月現在)(建設系CPD協議会HPより)

社団法人 空気調和・衛生工学会
 一般財団法人 建設業振興基金
 一般社団法人 建設コンサルタンツ協会
 公益社団法人 地盤工学会
 一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会
 一般社団法人 森林・自然環境技術者教育会
 一般社団法人 全国測量設計業協会連合会
 社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

公益社団法人 土木学会
 土質・地質技術者生涯学習協議会
 社団法人 日本環境アセスメント協会
 公益社団法人 日本コンクリート工学会
 公益社団法人 日本技術士会
 社団法人 日本建築士会連合会
 社団法人 日本造園学会
 公益社団法人 日本都市計画学会
 社団法人 農業農村工学会

調査・設計等業務における 技術者資格登録規程の活用について

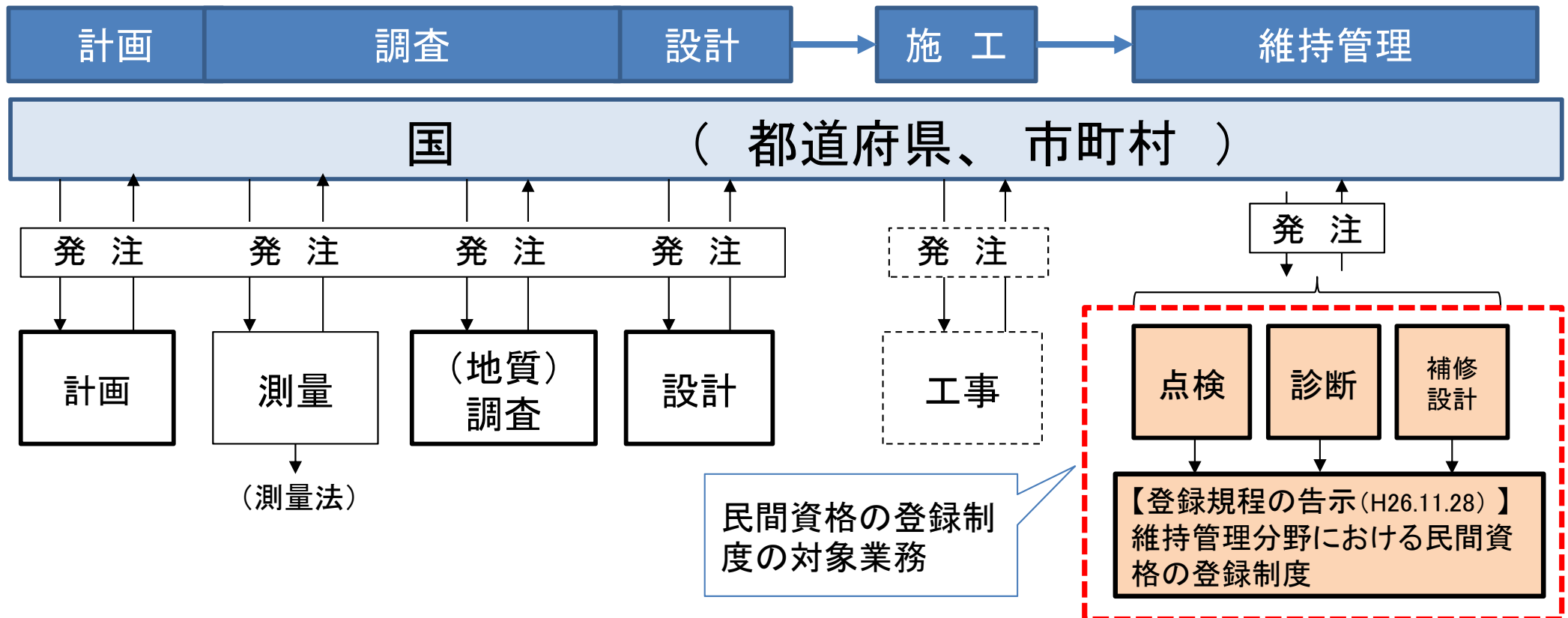


1. 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要

平成26年11月の「公共工事に関する調査・設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」（平成26年国土交通省告示第1107号。以下「登録規程」という。）の告示に伴う民間資格の登録制度の対象とする業務

- 施設等の対象：国土交通省所管の社会資本分野のうち、土木構造物等。
- 業務の対象：工事完成後の点検、診断、補修設計等。
（計画、測量、調査、設計は、今回の登録規程の対象外）

（概念図）



2. 「登録規程」に位置づけた対象施設と対象業務と資格の対象となる者

今回の登録規程に位置付けた施設分野-業務-知識・技術の対象となる者

橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)、トンネル、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸堤防等、港湾施設、空港施設、公園施設(遊具)の10施設の点検、診断、補修設計の業務。

施設分野 業務	道路			砂防			海岸	港湾	空港	都市公園
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	港湾施設	空港施設	公園施設(遊具)
点検	■	■	■	□	□	□	□	□	□	■
診断	■	■	■	□	□	□	□	□	□	■
補修設計	■	■	■	■	■	■	■	□	□	■

登録資格の対象となる者:

- 管理技術者
- 担当技術者
- 管理技術者と担当技術者の両者

注) 本表以外に港湾施設における「計画策定」の業務がある。

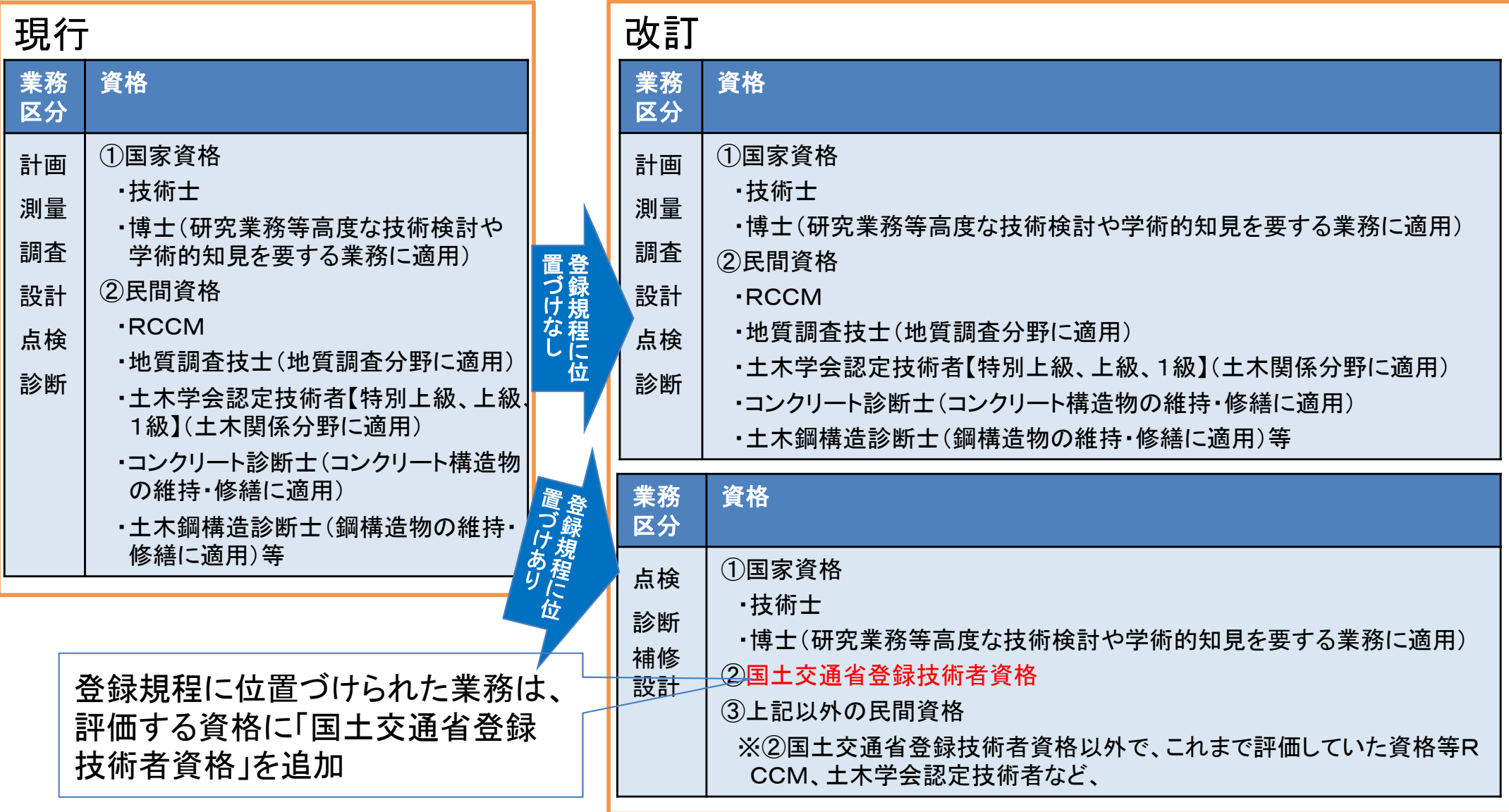
3. 「登録規程」に基づいて技術資格登録簿に民間資格を登録

技術者資格登録簿に登録(第1回登録:平成27年1月26日)された「施設分野と業務と資格」の一覧

施設分野	業務区分	知識・技術を求める者	資格名	資格付と事業又は事務を行う者
砂防設備	点検・診断	管理技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタンツ協会
地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタンツ協会
地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会
急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタンツ協会
海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタンツ協会
海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	上級土木技術者(海岸・海洋)コースB	(公社)土木学会
海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	上級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会
海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	海洋・港湾構造物維持管理士	(一財)沿岸技術研究センター
橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタンツ協会
橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	上級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会
橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	1級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会
橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	道路橋点検士	(一財)橋梁調査会
橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	一級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会
橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	二級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会
橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	土木鋼構造診断士	(一社)日本鋼構造協会
橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	土木鋼構造診断士補	(一社)日本鋼構造協会
橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	道守補コース	国立大学法人長崎大学
橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	特定道守コース	国立大学法人長崎大学
橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	道守コース	国立大学法人長崎大学
橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタンツ協会
橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	上級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会
橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	土木鋼構造診断士	(一社)日本鋼構造協会
橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	特定道守(鋼構造)コース	国立大学法人長崎大学
橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	道守コース	国立大学法人長崎大学
橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタンツ協会
橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	上級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会
橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	1級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会
橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	道路橋点検士	(一財)橋梁調査会
橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	一級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会
橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	二級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会
橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	コンクリート構造診断士	(公社)プレストレストコンクリート工学会
橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	プレストレストコンクリート技士	(公社)プレストレストコンクリート工学会
橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会
橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	道守補コース	国立大学法人長崎大学
橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	特定道守コース	国立大学法人長崎大学
橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	道守コース	国立大学法人長崎大学
橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタンツ協会
橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	上級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会
橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	コンクリート構造診断士	(公社)プレストレストコンクリート工学会
橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	特定道守(コンクリート構造)コース	国立大学法人長崎大学
橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	道守コース	国立大学法人長崎大学
トンネル	点検	担当技術者	RCCM(トンネル)	(一社)建設コンサルタンツ協会
トンネル	点検	担当技術者	道守補コース	国立大学法人長崎大学
トンネル	点検	担当技術者	特定道守コース	国立大学法人長崎大学
トンネル	点検	担当技術者	道守コース	国立大学法人長崎大学
トンネル	診断	担当技術者	RCCM(トンネル)	(一社)建設コンサルタンツ協会
港湾施設	点検・診断	管理技術者	海洋・港湾構造物維持管理士	(一財)沿岸技術研究センター
港湾施設	設計	管理技術者	海洋・港湾構造物維持管理士	(一財)沿岸技術研究センター
港湾施設	設計	管理技術者	海洋・港湾構造物設計士	(一財)沿岸技術研究センター
港湾施設	計画策定	管理技術者	海洋・港湾構造物維持管理士	(一財)沿岸技術研究センター

4. 「登録規程」に伴う業務区分と資格の評価

登録規程に、位置づけられた10施設の点検、診断、補修設計業務については、評価する資格に「国土交通省登録技術者資格」を追加する。



5. 登録資格の活用について

【管理技術者】

- ・登録規程に位置づけなし → 従来どおり
- ・登録規程に位置づけあり → 表3-4-1で評価

【担当技術者】

- ・登録規程に位置づけなし → 従来どおり(基本的には、評価しない)
- ・登録規程に位置づけあり → 選定・指名段階は、評価しない。特定・入札段階に表3-4-1で評価

配置技術者	現行・改定	登録規程の位置付け	選定、指名段階	特定、入札段階	
管理技術者	現行		原則として設定	原則として設定	
			<運用ガイドライン表3-4> ①→②の順位で評価。	<運用ガイドライン表3-4> ①→②の順位で評価。	
	改訂	なし		原則として設定	原則として設定
				現行のとおり <運用ガイドライン表3-4>	現行のとおり <運用ガイドライン表3-4>
		あり※1		原則として設定	原則として設定
				<運用ガイドライン表3-4-1> ①→②→③の順位で評価。	<運用ガイドライン表3-4-1> ①→②→③の順位で評価。
担当技術者	現行		設定なし	必要に応じて設定	
			-	<運用ガイドライン表3-4> ①、②は、同等に評価。	
	改訂	なし		設定なし	現行のとおり
				-	現行のとおり <運用ガイドライン表3-4>
		あり※2		設定なし	原則として設定
				-	<運用ガイドライン表3-4-1> ①、②は、同等、③は、次位で評価。

表3-4 技術者資格

<p>①国家資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士 ・博士(研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)
<p>②民間資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RCCM ・地質調査技士(地質調査分野に適用) ・土木学会認定技術者【特別上級、上級、一級】(土木関係分野に適用) ・コンクリート診断士(コンクリート構造物の維持・修繕に適用) ・土木鋼構造診断士(鋼構造物の維持・修繕に適用)等

表3-4-1 技術者資格

<p>①国家資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士 ・博士(研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)
<p>②国土交通省登録資格</p>
<p>③上記以外の民間資格</p> <p>※②以外で、これまで評価していたRCCM、土木学会認定技術者などの資格等</p>

【管理技術者】

- ※1 登録規程の位置付けとは、下記にすべて適合する場合をいう。
- ・発注業務が登録規程別表の施設分野-業務に位置付けがある
 - ・知識・技術を求める者として、管理技術者の位置付けがある

【担当技術者】

- ※2 登録規程の位置付けとは、下記にすべて適合する場合をいう。
- ・発注業務が登録規程別表の施設分野-業務に位置付けがある
 - ・知識・技術を求める者として、担当技術者の位置付けがある

橋梁及びトンネルの点検、診断業務における担当技術者の評価の考え方

1. 評価する担当技術者

- ・点検員、検査員及び調査技術員として業務に従事する者を評価の対象とする。
 【橋梁】: 橋梁定期点検要領の橋梁検査員、橋梁点検員(補助者は対象外)
 【トンネル】: 道路トンネル定期点検要領の点検員と調査技術者(補助者は対象外)
- ・技術者資格の人員数の確認する。(氏名及び担当技術者の資格証明は、技術提案書提出時は求めない。)
 (①国家資格〇人、②国土交通省登録技術者〇人、②以外の民間資格〇人、①②③以外〇人で可)
- ・担当技術者は、施設分野と業務区分で別々の担当技術者でも可。
 (鋼橋とコンクリート橋で担当技術者が異なっても可。点検と診断で担当技術者が異なっても可)

◆入札説明書の記載例

予定担当技術者の資格	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者資格を記載する予定担当技術者は、〇〇点検要領の〇〇員として本業務に従事する者である。 【〇〇員は、該当する点検要領に記載されている名称を業務区分に応じて選ぶ。】 例) 橋梁点検(診断なし)業務の場合: 橋梁定期点検要領の橋梁点検員 例) トンネルの点検と診断の場合: 道路トンネル定期点検要領の点検員及び調査技術者 ・予定担当技術者について、表-1の技術者資格に該当する人数を記載する。 ・記載様式は様式-7とする。 【〇〇は、当該業務に関する点検要領等により、】
<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁定期点検要領で点検員又は、検査員として従事する者。 ・道路トンネル定期点検要領で調査職員又は点検員として従事する者。(点検のみの場合は、点検員のみとする) 	

2. 複数の担当技術者の提出方法

- ・橋梁は、施設分野(鋼橋とコンクリート橋)で技術者資格が一部異なることから、施設分野ごとに技術者資格の人数を記載する。
- ・業務区分(点検と診断)で技術者資格が異なる場合も、業務区分ごとに技術者資格の人数を記載する。
- ・様式-7に予定担当技術者の技術者資格の人員数を記載する。

担当技術者の技術者資格に対する人員の記載例

4人の担当技術者で、下記の施設を担当する場合

鋼橋の点検に従事する者(2人) 担当A 担当C	コンクリート橋の点検に従事する者(4人) 担当A 担当B 担当C 担当D	4人の技術者資格 担当A:技術士(建設部門-道路)(※双方で①に該当) 担当B:コンクリート診断士(※コンクリート橋で②に該当、鋼橋では、②③以外) 担当C:土木学会の1級(鋼・コンクリート)(※双方で③に該当) 担当D:①②③以外の資格
-------------------------------	--	---

◆様式-7の記載例

予定担当技術者の技術者資格 (施設分野: 鋼橋 、業務区分: 点検)	
① 技術士	1人
② 国土交通省登録技術者資格	0人
③ ②以外の民間資格	1人
④ ①②③以外	0人
予定担当技術者の技術者資格 (施設分野: コンクリート橋 、業務区分: 点検)	
① 技術士	1人
② 国土交通省登録技術者資格	1人
③ ②以外の民間資格	1人
④ ①②③以外	1人